

平成23年 4 月13日

参 考 資 料

(地方税)

津波により被害を受けた土地・家屋に係る平成23年度分の固定資産税・都市計画税の課税免除

① 津波により区域の全部又は大部分において家屋が滅失・損壊した区域

② 津波による浸水・土砂の流入等により、区域の全部又は大部分において、従前の使用ができなくなった区域

①又は②に該当する区域を、市町村長が指定・公示し、総務大臣に届出。



市町村長が指定・公示した区域内の土地・家屋は、平成23年度分の固定資産税・都市計画税を課さない。

被災住宅用地の特例及び被災代替住宅用地の特例

特例の概要

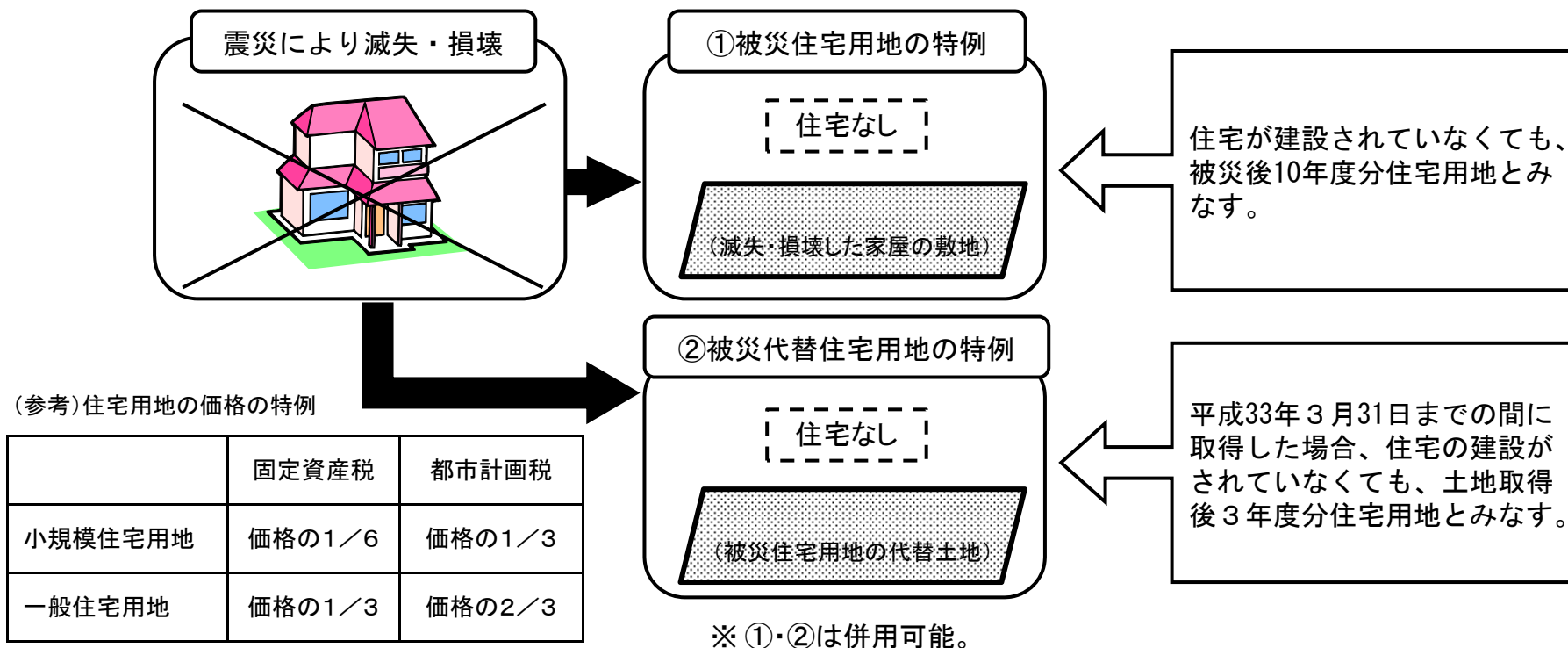
①被災住宅用地の特例

東日本大震災により滅失・損壊した住宅の敷地(被災住宅用地)については、平成24年度分から平成33年度分まで当該敷地を住宅用地とみなし、住宅用地の価格の特例を適用。

②被災代替住宅用地の特例

被災住宅用地の所有者等が当該被災住宅用地の代替土地を平成33年3月31日までの間に取得した場合、当該代替土地のうち被災住宅用地相当分について、取得後3年度分、当該土地を住宅用地とみなし、住宅用地の価格の特例を適用。

※ 本来、住宅用地の価格の特例は、住宅が建設されている土地にのみ適用可能



被災代替家屋の取得に係る特例及び被災代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る特例

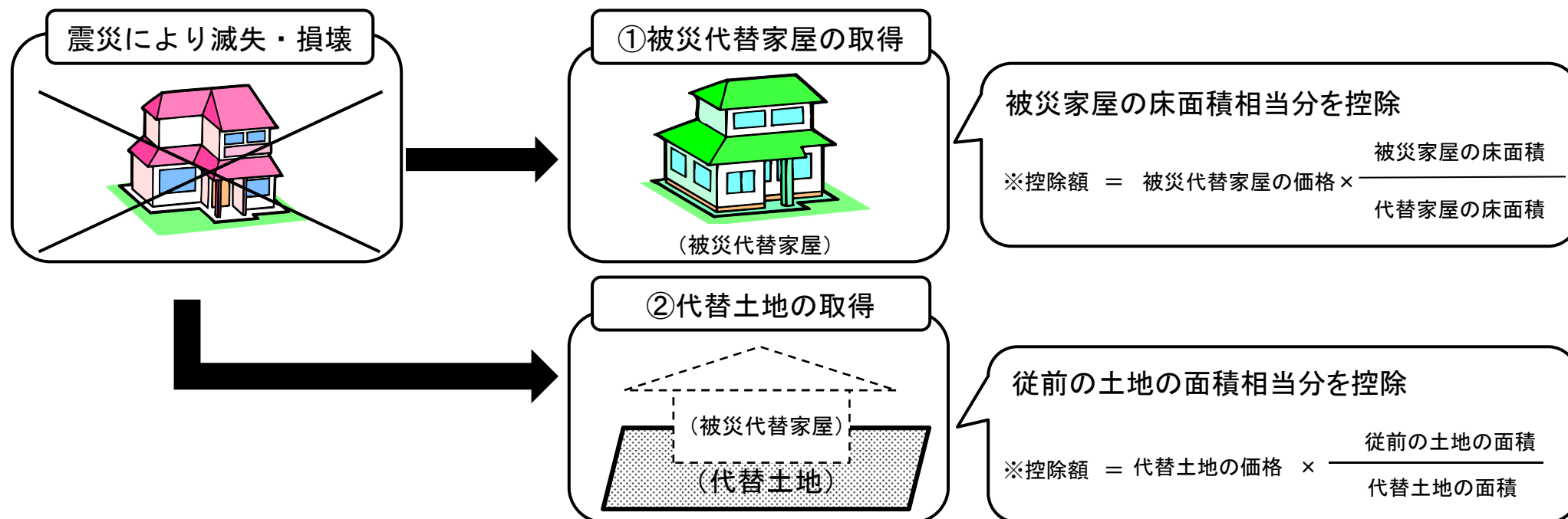
特例の概要

①被災代替家屋の取得に係る特例

被災家屋の所有者等が、当該被災家屋に代わる家屋(被災代替家屋)を、平成33年3月31日までの間に取得した場合には、被災家屋の床面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例を講じる。

②被災代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る特例

被災代替家屋の敷地の用に供する土地(代替土地)で、被災家屋の敷地の用に供されていた土地(従前の土地)に代わる土地を、平成33年3月31日までの間に取得した場合には、従前の土地の面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例を講じる。



※ なお、被災代替家屋と代替土地をともに取得した場合は、上記①及び②の特例がいずれも適用される。

被災代替自動車の取得に係る自動車取得税の非課税措置及び 被災代替自動車に係る自動車税・軽自動車税の非課税措置

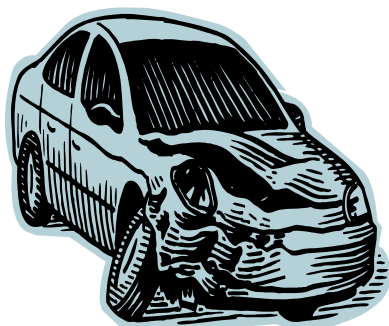
背景

- 未曾有の津波被害等により、多くの自動車が被災したため、地域の生活必需品である自動車の買換えが必要となる。

⇒ 大震災による災害により滅失・損壊した自動車に代わる自動車（被災代替自動車）を平成 23 年 3 月 11 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に取得した場合には、自動車取得税を非課税とする。

⇒ 大震災による災害により滅失・損壊した自動車に代わる自動車（被災代替自動車）に係る平成 23 年度から平成 25 年度までの各年度分の自動車税・軽自動車税を非課税とする。

（被災自動車）



買換え

（代替自動車）



- 自動車取得税を非課税
(H23. 3. 11～H26. 3. 31)
- 自動車税・軽自動車税を非課税
(H23～H25 年度)

4 月 1 日時点で使用不能となった自動車は、平成 23 年度分の自動車税・軽自動車税の課税客体でなくなる。

軽油引取税の「トリガー条項」について

○ガソリン価格の全国平均が、連続3ヶ月にわたり160円/ℓを超えることとなった場合には、軽油引取税についても「当分の間」税率の適用が停止され、本則税率に戻ることとなる。（連続3ヶ月にわたり130円/ℓを下回ることとなった場合には、元の「当分の間」税率が適用される。）

